

URL: <http://www.hijokin.org>
 email: sodan@hijokin.org
 郵便振替 00950-2-203528
 [関西圏大学非常勤講師組合]

非常勤の声

委員長: 新屋敷 健
 email: take0shin@gmail.com
 〒542-0012 大阪市中央区谷町
 7丁目 1-39-102 大私教気付

< 目次 >

- p.1 第7回組合総会、開催
- p.2 大阪経済大学で賃上げ
- p.2-3 大阪医専の雇い止め、金銭補償で解決
- p.3 甲南大学で減ゴマ撤回
- p.3-4 大学非正規労働者の雇い止めを許さない関西緊急集会に参加して
- p.4 S女子短大で雇い止め撤回

第7回組合総会、開催

3月16日にエルおおさかで第7回組合定期総会が開催され多数の組合員が参加した。総会は議長選出の後、新屋敷委員長から開会宣言がおこなわれ、来賓あいさつとして大阪私大教連、首都圏組合、東海圏組合の各組合に加えて、新しく2.27集会で中心団体のひとつとなったユニオンぼちぼちからも連帯の挨拶があった。

その後、出席者の自己紹介があったあと2009年度活動報告が江尻書記長からおこなわれ、定期交渉での成果や労働相談での成果について報告があった。また、3月に入って新しく甲南大学の減ゴマが撤回されたこと、S女子短大で雇い止めが撤回されたなどの報告があった。さらに今年度は立命館大学の労働者代表選挙や阪大での全学討論集会への参加、2.27大学非正規労働者の雇い

止めを許さない関西緊急集会への参加など他の分野の非正規労働者との協力共同が進んだことが報告された。今年度の方針でも引き続き他分野の非正規労働者との協力共同を重視する方針が確認された。方針では大学非常勤講師全国協議会準備会で「大学の非常勤の実態と声」のアンケート項目などについて今年度中に検討し、再来年には発行できるよう準備を進めることが確認された。会計報告も含め採決が行われ圧倒的な賛成多数で決議案が採択された。最後に執行委員の選出がおこなわれ新しい執行委員が選出され総会は終了しました。

総会終了後、総会に遅れてみえた京大非常勤職員組合のユニオン・エクスタシーの人たちも参加し交流会が行われました。

(文責・江尻)

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話: 06-6763-3201(江尻)月の午後、木の午後 メール: sodansodan@gmail.com(随時)

大阪経済大学で賃上げ！！

3月19日に大阪経済大学と団体交渉をおこない最低賃金の引き上げと新しい賃金体系による賃上げを獲得した。

大阪経済大学は2000年に1コマ月額200円賃上げして以来ずっと1コマ月額25,000円で据え置かれてきた。2004年度に文部科学省が私学助成金の非常勤講師給与補助単価を1.5倍化された際も賃金は引き上げられなかった。また同大学では専業非常勤の場合は何年勤務しても最低ランクのCのまま年齢や勤務年数で昇給できる制度がなかった。

3月19日の団体交渉で大学側は以下の回答をおこなった。

賃上げについて:最低ランク1コマ月額25,000円を500円引き上げ25,500円とする。

賃金制度の見直し:これまで専業非常勤は一律最低のCランクとしていたが、年齢給にする。30歳までは最低ランクの1コマ月額

25,500円、それ以降は1歳につき100円ずつ引き上げ、40歳では26,500円、50歳では27,500円、55歳で28,000円とし、それ以降は上げない。

これによって一定年齢以上の非常勤講師は1コマ月額2,000円～3,000円の大幅賃上げとなった。組合としてはこのような年齢給制度に納得していないが、一歩前進と評価している。組合は今後、年齢給制度ではなく「同一価値労働・同一賃金」に基づいて同志社大学や関西大学のように非常勤講師給与を最高ランクへの一本化を要求していくつもりである。

また、今回の一定の成果は組合が大学側と団体交渉をおこなった結果である。関西には非常勤組合が団体交渉をもていない大学が多数あり、今後、多くの大学と団体交渉をおこない大幅賃上げを獲得するために奮闘するつもりである。(文責・江尻)

大阪医専の雇い止め、金銭補償で解決！！

大阪医専で非常勤講師をしていたAさんは3月3日に専任教員からメールで次年度は雇い止めになると伝えられました。Aさんは医専に3月の段階で雇い止めを言われても生活に困るので契約の継続か、それが無理ならそれに代わる金銭補償を要求したが、医専は連絡が遅れたことは申し訳ないが、学校全体の方針で講義担当者を常勤講師に置き換える方針をとっているため契約継続はできない、金銭的補償も医専の文書「指導上の留

意事項」で学生アンケートによって半期ごとに担当者が変更されることがあると明記しているため補償はできないと言われた。

Aさんは、雇用継続はともかく金銭的補償を要求できないかと組合に相談した。組合は雇い止めが通告されたのが3月に入ってからなので労基法20条によって1ヶ月分は法的に補償されると考え団体交渉をおこなった。

団体交渉で医専側が労働契約かどうかわからないなどと主張しようとしたので、組合は

労基署に聞けば労働契約であることは明確である、また医専の契約書は雇用期間を明記しておらず労基法違反であるなどと契約上の問題点を追及し、労基法 20 条に基づき少なくとも1ヶ月分の賃金分の支払いを求めた。医専側は検討すると回答し、後日組合に1ヶ月分の賃金分を解決金という形で支払うと組合に連絡があり当該も了解したので組合は

合意した。労基法 20 条では「使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては少なくとも 30 日以前にその予告をしなければならない。30 日前に予告をしない使用者は、30 日分以上の平均賃金を支払わなければならない。」とあり、大学でも 3 月に入ってから雇い止め通告は金銭補償要求ができます。

(文責・江尻)

甲南大で不当な減ゴマ分を回復させる！

甲南大学の非常勤講師 A さんは専任教員が役職の任期が終わるという理由で減ゴマをされた。ところが4月になってみるとこの専任教員は役職に再選されていた。減ゴマの理由がなくなったのだから減ゴマ分の回復を要求したが埒が明かないので、組合に相談した。

粘り強い団交の結果、この4月から減ゴマ分が回復された。今回は大学が最終的に適切な対応をしてくれたことで解決した。いずれにしても納得できないことがあったら、組合に相談してほしい。

(文責:内藤)

なんで有期雇用なん!?大学非正規労働者の雇い止めを許さない関西緊急集会に参加して

2月27日にエルおおさか708で開催された、上記集会の報告です。当日は非正規労働問題を論じる脇田滋さんの基調講演に始まり、京大・阪大・立命大・関学・京都精華大・龍大等で働く非常勤職員・非常勤講師・チューターなどの大学非正規労働者の組合から現場報告が行われました。議論の中心になったのは、大学が非正規労働者の契約更新の回数に上限を設けることで、恒常的な業務に携わる大学非常勤職員など多くの非正規労働者が毎年「合法的に」雇い止めされる、という不合理極まりない問題です。この点に関し、脇田さんが使用者側の「合法主義」を労働者が闘争に

よって打ち破っていく必要性を指摘されていたのが、印象に残りました。

関西圏大学非常勤講師組合は阪大非常勤講師の問題を取り上げ、阪大が次年度非常勤講師の委嘱をしない場合に当該に対し一切その旨の連絡をしないという非常識な対応を続けていることを報告しました。大学側は組合との団交の席上で「法的に問題ない」と強弁しましたが、組合の追求に「人道的にはともかく、法的には問題ない」と「人道的には」問題であることを認め、上記の対応の検討を約束しました。

大学非正規労働者でこのような熱い集会が出来たことは非常に大きな意義がありま

すので、今後も参加団体間での共闘を続け

ていきたいと思えます。(文責 新屋敷)

S女子短大、雇い止めを完全撤回！

組合員のAさんは、3月上旬に非常勤講師として働いているS女子短大から突然、理由不明の雇い止め通告を受けました。Aさんからの相談を受けた組合が団交を申入ると、大学は即座に雇い止めを撤回し組

合側の完全勝利で終わりました。専任教員にAさんの授業を担当させ人件費を減らす意図での雇い止め通告でした。こういう例もありますので、雇い止めを通告された皆さん、組合にご相談を！(文責 新屋敷)

愚痴っていても何も変わらない 自らの権利を主張しない者を守る法律はない 今すぐ非常勤組合にご加入を！

組合実施のアンケート調査では、専業非常勤講師の89%が、非常勤講師の労働・教学条件について「不満がある」と答えています。あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いにあなたも参加しませんか？大学の授業の約1/3を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけでなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付:sodansodan@gmail.com

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合HP <http://www.hijokin.org/> の「加入案内」のページの専用フォームから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで(fax 072-695-8031)で申し込みの上、組合費1年分を郵便振替00950-2-203528「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に			組合員として加入します		賛助会員として加入します	
氏名			氏名のフリガナ			
住所(-)						
Tel		Fax		Email		
専門分野			担当科目			
非常勤出講先(専任教員の方は専任校も)						

組合費：10000円/年(年収150万円未満の方は4000円/年)
賛助会費：1口1000円/年(3口以上の協力をお願いします)

